

多度津町農業委員会議事録

令和2年4月17日午前10時30分より午前11時01分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告）

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告 その他

出席状況

出席委員

農業委員（13名）

議長	秋山義充
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	大山島弘
4番委員	山崎義行
5番委員	斯波波明美
6番委員	塩入達彦
7番委員	西山正美
9番委員	大谷泰則
10番委員	三野敏彦
11番委員	横關幹夫
12番委員	矢野和幸
13番委員	松浦俊正
14番委員	中村稔

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家徹
2番委員	塚本繁造
3番委員	大西和芳
4番委員	山地正夫
5番委員	松岡安男
6番委員	篠原壽雄
7番委員	村井文数
8番委員	松井求

欠席委員

農業委員（1名） 8番委員 龜山均

農地利用最適化推進委員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	龜山 佳久
農地係長	吉田 清司
主任主事	中西 祐太

審 議 内 容

- 事務局長 おはようございます。
- ただいまより令和2年4月の多度津町農業委員会定例会を開催いたします。議案審議に先立ちまして、4月に人事異動がありまして、新しく新任となりました中西のほうからご挨拶させていただきたいと思えます。
- 事務局 4月1日付で総務課から産業課のほうに異動になりました中西と申します。産業課には以前5年ほどおりましたが、農林水産係という別の係で業務をしておりましたので、農地係の仕事、業務に関しては全くのこれからということで、知識もありませんので、最初は皆様方にいろいろとご迷惑をおかけすることがあると思いますが、精いっぱい頑張りますのでよろしく願います。
- 事務局長 なお、吉田係長につきましては引き続き事務局のほうを担当していただきます。吉田係長がいてくれるので、事務局としては非常に心強く感じておるんですが、私自身も非常に不慣れですので、中西と同様ご迷惑をおかけすると思えますが、今年度一年間このメンバーで頑張っていきたいと思えますので、どうぞよろしく願います。お時間いただき、ありがとうございました。
- それでは、多度津町農業委員会定例会を開会いたします。
- 初めに、秋山会長よりご挨拶いただきます。
- 会長 おはようございます。
- 新緑の好季節になったわけですが、ご案内のとおり、新型コロナの状況が、大きく昨日国のほうよりいろんなお達しがあったようです。県も浜田知事も非常に力を入れて、心配、予想以上の状態だということで、香川県民もそれなりの気持ちで取り組まないといけないのかなというふうに思っておるところでございます。
- そういう状況下、委員の皆様方には何かとご多用の中ご出席いただきまして、御礼申し上げます。4月ということで歓送迎会、ご案内のとおりでございますが、ご理解いただき、閉会後進めたいと思ってます。よろしく願い申し上げたらと思ってます。本日はまことにありがとうございます。
- 事務局長 続きまして、本日の出欠状況についてですが、亀山委員さんが所用のため欠席との連絡がありましたので、ご報告いたします。
- 本日の農業委員は14名中13名が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会は成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっておりますので、秋山会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、始めたいと思っております。

まず、例によりまして署名委員の選出でございますが、私のほうより指名させていただきます。10番の三野委員さん、11番の横関委員さん、よろしくお願いいたします。

それから、同じく例によりまして、小委員会の報告のほうを山崎委員さん、代表してよろしくお願いいたします。

4番委員

皆さんおはようございます。

昨日の小委員会ということで、会長はじめ、土田、大島代行、事務局、亀山さんに吉田くん、中西くん、私と堀家委員さんとで7人でまず現地調査ということでまいりました。昨日は2号議案の5条申請だけでしたが、帰って、ここで1号議案から3号、その他を検討しましたが、これという問題はございませんでしたので、報告しておきます。後はよろしく説明のうえ、ご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、議題のほうに進めさせていただきます。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知についてを議題といたします。よろしくお願いいたします。

事務局

着座にて失礼します。

1ページの議案第1号をごらんください。

【議案第1号1番から2番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番、2番ともに戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて解約するものです。

なお、2番につきましては、議案第2号で農地法第5条にて転用予定となっております。

以上です。

議長

報告案件ではございますが、慣例によりまして1番、2番ともに戦前からの小作地ということで、今後の参考になればということで地元委員さんより一言いただいております。

まず、1番の山階ですか。

職務代理(3番)

私のほうです。これはもう息子さんの、●●●さんは今仕事してあるので、水のほうの管理はお母さんがこの間亡くなったので、管理がもうできないので、小作の解約で誰もつくってくれないので、返して、地主に

て、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和2年6月10日、工事完了が令和5年6月9日となっていますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、土地代等で合計6,300万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以上のため、開発許可の協議に該当いたします。

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありますが、農用地とはなっていない、いわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由として非農家の自己住宅となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和2年6月1日、工事完了が令和2年10月1日となっていますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計2,700万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当いたしません。

以上2件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障がないことなどから、許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長 事務局よりご説明ございましたが、皆さんのほうから何かご意見、ご質問等ございましたら。

はい、どうぞ。

6番委員 番号1番の分ですけれども、施設の概要で1,744.72という数字がありますよね。これは平米数ですか、建物の。

事務局 農地転用の面積は1,555平米なんです。それと入り口にもともと家があったところを取り壊して進入路として今回申請が上がっています。その部分が189.72平米なんです。その進入部分の189.72平米と転用面積の1,555平米、合計が1,744.72平米の開発の面積となっております。

6番委員 土地の面積じゃな。

事務局 土地の面積ですね。

6番委員 分譲住宅で6区画になつとるから、これを割ったら300平米もあるか

ら、そんな大きな建物でも建てるのかなと思ったんだけど。

事務局

6区画と進入路です。

6番委員

そういうことね、はい、わかりました。

議長

小委員会の人は、この資料があるけえわかるけど、ちょっと時間があるなら。きのうのあの分を回すか。

いや、もう回したらええやん。みんなで見たらええ。

4番委員

この入口がな、家を建ててたんを潰してな。

6番委員

その土地が入るとるわけや。

議長

よろしいですか。回しながらですけど、ほかに皆さん何かご意見等ございましたら。

(なし の声あり)

議長

ご意見特段ないようでしたら、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

異議なしということで、議案第2号を承認いたします。

続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題いたします。

事務局

議案第3号をごらんください。

経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画になります。

土地所有者が香川県農地機構へ貸し付けをし、香川県農地機構が右側の欄に記されております借り手へ貸し付けをいたします。

貸付期間ですが、現在使用のパソコンが現時点で令和表記対応しておりませんので、平成表記のH何年という記載になっております。番号1番から3番、6番及び7番につきましてはH32年5月1日、令和2年5月1日からH38年4月30日、令和8年4月30日までの6年間となっており、4番及び5番、8番から16番につきましてはH32年5月1日、令和2年5月1日からH42年4月30日、令和12年4月30日までの10年間の貸し付けとなっております。合計といたしまして16筆9,813平米となっております。

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、4月21日より公告縦覧となります。

以上です。

議長

皆さんのほうから何かご意見等ございましたらお願いします。特段ございませんか。

(なし の声あり)

